

第五十五回国 参議院社会労働委員会會議録第二十六号

昭和四十二年七月二十一日(金曜日)

午前十時十七分開会

委員の異動

七月二十一日

辞任

廣瀬 久忠君  
館 哲二君

補欠選任

高橋雄之助君  
金丸 富夫君

出席者は左のとおり。

山本伊三郎君  
植木 光教君  
土屋 義彦君  
佐野 芳雄君  
藤田藤太郎君

委員

金丸 富夫君  
黒木 利克君  
紅露 みつ君  
佐藤 芳男君  
高橋雄之助君  
丸茂 重貞君  
山本 杉君  
横山 フク君  
小柳 勇君  
杉山善太郎君  
藤原 道子君  
柳岡 秋夫君  
小平 芳平君  
片山 武夫君

衆議院議員

修正案提出者

世耕 政隆君

國務大臣

厚生大臣 坊 秀男君

政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生省環境衛生局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省年金局長

社会保険庁年金保険部長

事務局側

常任委員会専門員

厚生省児童家庭局企画課長

説明員

厚生省児童家庭局企画課長

上村 一君

本日の會議に付した案件

○議案の撤回に関する件

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○環境衛生金融公庫法案(内閣提出、衆議院送付)

○精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本伊三郎君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

この際、議案の撤回に関する件についてはおはかりいたします。

炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案に対し、発議者から撤回要求が提出されまし

た。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め

ます。よって、撤回を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時十八分休憩

午後九時五十一分開会

○委員長(山本伊三郎君) ただいまより社会労働委員会を再開いたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、国民年金法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、環境衛生金融公庫法案、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案、

以上の法律案を便宜一括して議題といたします。これより政府から順次提案理由の説明を聴取いたします。田川厚生政務次官。

○政府委員(田川誠一君) ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、その要旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

まず、改正の第一点は、重症心身障害児施設を新たに児童福祉施設に加えることとしたこととあります。重症心身障害児施設については、昭和三十八年度から予算措置により、これらの児童に対し療育費等の補助を実施してきたところであります。今回、重症心身障害児施設の整備を促進し、かつ、入所児童の処遇内容の一層の向上をはかるため、これを児童福祉施設として規定し

ようとするものであります。

改正の第二点は、重度の精神薄弱児及び重度の肢体不自由児について施設の在所期間の延長をはかることとしたこととあります。これらの児童については、満二十歳に達するまで在所期間の延長を認めてきたところであり、今回はさらに、これらの者が満二十歳に達した後も、必要がある場合には、これらの施設に引き続き在所させることができることとしようとするものであります。

改正の第三点は、社会福祉法人が児童福祉施設を新設する場合の費用を国及び都道府県が補助することができることとしたこととあります。

従来社会福祉法人が設置する児童福祉施設については、増改築についてのみその費用について補助ができることとされておりました。今回その新設についても補助ができることに改め、公私相まって保育所、重症心身障害児施設等の整備を促進しようとするものであります。

以上がこの法律案の要旨及び提案の理由であります。以上が、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

両手当制度は、発足以来、数回の改正を経て、今日まで手当額の引き上げ、所得による支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、なお一層その内容の充実を必要とするところであります。

今回の改正法案は、その趣旨のもとに、両手当制度について、さらに手当額を引き上げるとともに、所得による支給制限の緩和を行なうことに

第七部 社会労働委員会會議録第二十六号 昭和四十二年七月二十一日【参議院】

よつてその改善をはかることとしたものであります。

以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げについてであります。第一に、手当額とも、その月額を児童一人につき三百円引き上げることとしてあります。

第二に、所得制限の緩和であります。支給対象者本人の所得による支給制限の限度額を二十六万円に、その扶養する児童一人につき六万円を加算した額に引き上げるとともに、支給対象者の配偶者等の所得による手当の支給制限の基準額を引き上げて、扶養義務者が五人の場合の例で申しますと、これを九十三万二千五百円にすることとしてあります。

最後に、実施の時期についてであります。手当額の引き上げに関する事項は昭和四十三年一月分から、支給制限の緩和に関する事項は昭和四十二年五月分からそれぞれ施行することとしてあります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国民年金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。今回の改正法案は、福祉年金の年金額を引き上げるとともに、所得制限の大幅な緩和をはかることとするものであります。

場合)の限度額八十一万七千五百円を九十三万二千五百円といたしました。

このほか、労災保険から一時金による補償を受けている者については、国民年金をはじめ、厚生年金保険、船員保険の給付は六年間支給が停止されることになっておりましたものを、今回その支給停止を解除し、一定額を支給する措置を講ずることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近におけるわが国の身体障害者の増加、社会事情の変動等を考慮しますと、身体障害者福祉行政には立ちおくれしている面が多く見られ、なお一そうの充実を必要とするものと考えられます。

次に、本法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、新たに心臓または呼吸器の機能に障害がある者も本法の対象とすることとしてあります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、環境衛生金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げます。

環境衛生関係営業は、公衆衛生の見地から、国民の日常生活に密接な関係を有する営業であり、適正な衛生水準を維持させるために営業に対する種々の法的規制がなされております。

この公庫は、本年度において一般会計からの政府出資金十億円をもって資本金とし、貸し付け規模としては、本公庫設立までの間、引き続き国民金融公庫において融資する分と合わせて三百億円を予定いたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案について、その要旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

精神薄弱者の福祉対策の強化につきましては、政府においては、かねてから検討を進めてまいつたのであります。とりあえず、特に緊急を要する精神薄弱者に対する授産事業の強化等の対策を講ずるために、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、本法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。改正の第一点は、公立の精神薄弱者授産施設の運営費を措置する地方公共団体において支弁すべきこととする点により、その設置に伴う地方公共団体の財政負担の軽減をはかり、もつて公立施設の普及を促進しようとする点であります。

改正の第二点は、精神薄弱者授産施設を分けて、精神薄弱者更生施設及び精神薄弱者授産施設の種類とし、これによって精神薄弱者授産施設における授産事業等の実施の根拠を明らかにしようとする点であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(山本伊三郎君) 速記をとめて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

○委員長(山本伊三郎君) 速記を始めて。

る法律案について御質問をいたしたいと思いま

す。  
昭和二十二年に児童福祉法が制定されてからす  
でに二十年を経過いたしました。児童福祉事  
業は発展を遂げてきたとはいいながら、まことに  
複雑多岐となつております。かつて三十八年の五  
月に厚生省が発表した児童白書には、わが国の児  
童は、いまや天国はるか、危機的段階に置かれ  
ておると、厚生省みずから指摘いたしてござい  
ます。これは黒木局長時代の白書でございます。高  
度経済成長がむしる児童からその福祉を奪つてお  
るといふことが三十八年の児童白書にうたわれて  
おります。そうしてこのことについての警鐘乱打  
をいたしました。急変する社会情勢下にあつて  
は、さらに新たに児童の福祉を阻害しつつある現  
象、児童の公害による疾病、交通事故の増加、十  
四歳未満の非行事犯の激増等が見られてござい  
ます。児童憲章は守られていないどころではない、  
無視されているといわなければなりません。社会  
開発、人間尊重を掲げる佐藤内閣にあつては、児  
童の福祉の増進がきわめて重要であることは言  
までもございせんが、この際、政府は児童福祉  
対策の基本的な考え方を明らかにしていただきた  
いと思ひます。

○政府委員(田川誠一君) 児童福祉行政は児童福  
祉法を軸として進めておりますけれども、その理  
念は、児童が心身ともにすこやかに生まれ、か  
つ、育成されるということにございせん。特に近  
年は年々人口が減少してまいりました。これまで  
にも増して、児童の資質の向上に対する社会的要  
請が強くなつていられるにもかかわらず、児童をめぐ  
ります諸条件というものは必ずしも十分にいつて  
いないわけにございまして、今後のわが国の児童  
福祉行政は、そのような状況に対処して、できる  
だけ科学的に、また、きめこまかい施策を幅広  
く実施してまいらねばならず、特に藤  
原委員がいま御指摘のようなこと、事故の防止対  
策を含めた児童の健全育成対策、各種の心身障害  
児に対する総合的な対策、それから大幅な保育所

の増設というよりなものを中心にして、保育対策  
などに重点を置いてやっていく所存でございま  
す。

○藤原道子君 昭和四十二年度の児童家庭局の予  
算を見ますと、健全育成対策費はわずかに〇・七  
九%、幾らやりますかといつても、〇・七九%で一  
体何が出来るか。これを見ても、いかに一般  
の児童福祉に対する熱意が低調であるかといふこ  
とがはつきりあらわれております。政府は、お  
くれている児童の健全育成対策を今後どのように積  
極的に推進していかうとしていられるのか、具体的  
な御答弁を伺いたい。

○政府委員(田川誠一君) ただいま藤原委員の御  
指摘のように、予算面で必ずしも十分といつてお  
りません。しかし、私も厚生省といつたしまして  
は、いま申し上げましたようなことを重点にい  
たしまして、でき得る限り児童の福祉行政を充実す  
るよう努力をしております。担当の課長から答  
弁させていただきます。

○説明員(上村一君) 児童の健全育成対策でござ  
いせんが、いま政務次官からお答えいたしました  
ように、最近特に力を入れて進めてまいりま  
す。いろいろございせんが、その一つと  
いしましては、家庭に関する施策でござい  
ます。家庭における児童に対する相談指導を強化す  
るために、福祉事務所に家庭児童相談室というも  
のを設置してまいっております。こへ専門の職  
員を配置して、それに必要な費用というものを国  
庫補助をいたしてまいります。それから、民間の家  
庭児童相談所、その運営費の一部につきましても  
助成措置を講じておるわけでございせん。これが  
家庭に関する施策でございせんが、地域社会に関  
する施策といつたしましては、児童館であります  
か児童遊園といつた児童厚生施設の整備をいたし  
ております。児童館につきましては、昭和三十八  
年度以来、その設置運営について補助を行なつて  
まいっております。児童遊園につきましては、三  
十三年度から三十九年度までは設置につきま

しては、四十年度か  
らは年金の特別融資で設置を促進いたしてござ  
います。

なお、それ以外に、地域社会で子供の健全育成  
のために活動する有志の指導者を養成するため  
に、家庭児童対策モデル地区といふものをつくり  
まして、その育成の助長、あるいは子供会とか母  
親クラブの育成、子供をめぐります各種の優良文  
化財の推薦、こういった児童健全育成化のための  
施策といふものを進めております。

○藤原道子君 答弁まことに不満足でございま  
す。名だけで、実質が伴っておりません。実質が  
伴っておりません。今後は言われたことが具体的  
に行なわれるようにしてほしいと思ひます。  
そこで、重症心身障害児の現状は、政府の調査  
によつても要施設収容児が約一万七千人に及んで  
いる。これに対して施設の整備状況を見ると、昭  
和四十一年度末で約千六百床が整備されたにすぎ  
ないのであります。重症心身障害児が家庭に放置  
されておるのは、障害児の福祉と家族の負担の面  
からも大きな問題であるので、早急に重症心身障  
害児施設の整備をはかるべきものと考えるが、政  
府の施設整備計画を伺ひます。時間がございま  
せんので、重ねて伺ひます。

次に、重症心身障害児施設の整備にあつては、  
建物の整備ももちろん必要であるが、施設におけ  
る障害児の処遇の向上をはかるためには、必要な  
職員の確保と、安心して労働に従事できる処遇を  
することが肝要と考えられますが、いまはまこと  
にこの点が特に不十分でございせん。これにつ  
いての計画を、そうして対策をお伺ひしたい。往復  
三十分ですから、答弁をはつきりよくやつてくだ  
さい。

○政府委員(田川誠一君) 重症心身障害児の施設  
を整備するということにつきましても、質問につ  
きまして御答弁申し上げます。  
重症心身障害児並びに重症心身障害者の施設を  
増設し、その声は最近非常に高まつてきており

ますし、また、その要収容者に対する施設とい  
ものが非常に少ないのでございまして、政府とい  
たしまして、施設の充実につきましては特段の  
配慮をいたしておるのでございせん。で、四十五  
年度までの計画をいたしましては、要収容者の約  
半数に当たります八千床を整備する計画でござ  
います。それから、四十一年度末において、すでに  
国立五百二十床、それから公法人立千一百一十の病  
床、計千六百三十一床がほぼ計画どおり整備され  
たのでございせんが、引き続き、四十二年にお  
きまして国立六百床、公法人立五百床を整備する  
予定にしております。

それから、重症心身障害児施設の職員の確保と  
処遇についてでございますが、重症心身障害児施  
設におきましては、収容児の特殊性にかんがみま  
して、他の一般の病院等と比較いたしましたして介  
護職員を多く必要とし、看護婦のほか、保母、児童  
指導員を置き、おむね児童二人に一人の割合で  
その療育を行なつております。これらの重症心身  
障害児の療育に当たる看護婦、保母等の介護職員  
の勤務が複雑困難でありますので、四十二年度予  
算におきましても、特に職員の処遇改善をはかる  
ために、重症心身障害児指導料を医療費の三〇%  
から三八%に引き上げることといたしてございま  
す。なお、国立の施設におきましては、重症心身  
障害児の療育に当たります職員に対しては、四十  
二年二月から最高本俸二〇%の調整額を支給する  
こととしております。それで、今後も引き続きま  
して給与等の処遇改善をはかるということをはじ  
め、職員の確保に一段の努力をまいらねばなら  
ないと思ひます。

○藤原道子君 一段の努力といふことがいつても言  
いづらなされる。はつきり銘記してこれはやつ  
てもらわなければ、具体的に看護婦が足りないの  
にどうしてやるのかといふような点もこれから聞  
きたいのですが、時間がございせん。今回の重  
症心身障害児施設の法定化は、その趣旨において  
は私も賛意を表するものであります。この施設  
の入所児童の定義の問題があるように考えられま

す。今回の改正案では、施設入所の児童を精神薄弱と肢体不自由が重複し、それぞれ障害が重度である児童としておりますが、現実今回の法改正の対象となる施設の実態を見ると、その定義に該当しない児童もかなり入所してあるようにございます。さらに、また、これに對しまして、このままでは入りまじと、入所したくもできない、はみ出される児童も出るように考えられます。入所を期待してある児童で、この定義に該当しないいわゆる重症心身障害児に對しましてはどのような処遇をされるのか。今回の法改正によつて施設から締め出されてしまうことを私は憂へるのでございますが、この点を明確にしてもらいたい。重度の心身障害の重複した者と、こう定義されております。この点について明確にしてほしいと思ひます。

○政府委員(瀧美節夫君) 今回提案しております重症心身障害児施設を法律の一つの体系といたしますといふことでございますが、これは従来から精神薄弱児につきましても肢体不自由児につきましても、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設という施設体系をもつてやつてまいつたのでございませぬけれども、そして、また、昭和三十九年から、特に重度の精神薄弱児のためには、精神薄弱児施設の中に重度棟という制度を設けました。また、同時に、肢体不自由児施設の中にも重度棟、特に重い方々を指導される棟を設けてやつてまいつたのでございませぬが、しかしながら、なおこれらの制度におきましても困難な子供さん方を収容指導するといふたてで、先ほど先生がお話になりましたように、重度の肢体不自由と重度の精神薄弱が重複している子供たちのために、法律の新しい体系をいたしまして、重症心身障害児施設といふ体系をつくつたのでございませぬ。したがって、そういうたてで、先ほど先生が収容するわけでございませぬが、ただ、重度の精神薄弱児と申しましても、いろいろと重度の解釈にはずいぶん幅があると思ひます。また、重度の肢体不自由児と申しましても、これも相当な幅があると思ひ

います。同時に、また、こういう子供さん方は、先ほど先生御指摘のように、非常に数が多いわけでございます。また、精神薄弱児施設の重度棟も肢体不自由児施設の重度棟も、なお数が非常に足りないわけでございます。したがって、この重症心身障害児施設が制度として発足いたしましたも、その解釈につきましても十分実情を考慮いたしまして、弾力的に運営をしてまいりたい。したがって、現在このいふところから三十八年から法律外の制度といたしまして重症心身障害児施設がありまじと、その中で、入所されている方をその範疇に属さないといふふることによつて退所をしていただくといふことは絶対にありませぬし、今後の運営といたしまして、重症心身障害児施設の数もまだ足りませぬし、また、精神薄弱児施設、肢体不自由児施設の重度棟も足りないわけでございますから、その子供の方の症状によりまして十二分にこの重症心身障害児施設を活用して、子供たちの福祉を守つてまいりたい、かように思つております。

○藤原道子君 ところが、いろいろ解釈があるといふけれども、厚生省の定義は、重度と言へばIQ三五以下でしよ、いまの定義は、それから、障害の重度という解釈も、やはりそういうふううに定義があると思ひます。それを自由に解釈してやるのでございませぬ。それならば重複したものを言うといふことばに私はひつかるのでございませぬ。そこは重度の心身障害の重複した者を入れる施設でしよ。ところが、それがあなたの方の自由裁量で、これはIQ三五といふものを五〇ぐらゐまで入れてよからう、あるいは一級、二級を、さらにこれを三級、四級まで幅を広げていくといふことがございませぬか、さういふことが、非常に何だかこの際ごまかされるような気がしてございませぬ。それから、それを置いていくといふならば、その施設に限りがございませぬので、入れなければならぬ者がどうしてくれる、そういう点も私は心配なんです。あるいは動けない者だけを収容して、そうして動く、手のかかる者で、親の寸時も手の離せな

い子供たちが放置される結果になりはせぬか。安上りの医療が、ここでも安上がり福祉施設といふことになるのじゃないか、これが私一番心配でございますので、その点を明確にいたしてもらいたい。

○政府委員(瀧美節夫君) 先生ただいま御指摘の重度の肢体不自由という定義につきましても、身体障害者福祉法の別表に定めます一級、二級に限るのではないかとのお話もございませぬが、私も一級、二級に限るといふことに考へておりませぬ。特に三級につきましても、肢体不自由な方々も三級に属しているわけでございますので、もちろん一級、二級といふふうな限界を考へることをしておるわけではございませぬ。また、精神薄弱児につきましても知能指数が三五といふふううに言つておりますけれども、これもいろいろと知能指数も、子供につきましても絶えず変動する、いろいろの測定の方法もあるといふふうなこともいわれておりますので、三五以下に限るといふふううを取り扱ひも考へておらないわけでございます。特にまた身体障害の等級表の検討も、今回これから行なわれるわけでございます。そういう意味におきましても、そういう標準がこれで固定するといふふうなことも考へておらないのでございませぬ。いづれにいたしまして、精神薄弱児施設の重度棟なり、あるいは肢体不自由児施設の重度棟なりに入らば、あるいは、これは重度棟も非常に少ない現状でございます。そういうふうな意味におきましても、そういう点につきましても、十分子供たちの症状を考へまして、医学的な管理が必要であるといふふうなことも考へまして、重症心身障害児施設については、そういう子供も今後措置をするといふ運営をいたしてまいりたい、かように思ひます。

○政府委員(瀧美節夫君) 先ほど次官から御答弁申し上げましたように、重症心身障害児施設につきまして、対象数一万七千につきましても、この五年間のうちに約半数の八千床はぜひ確保したい、かように思つております。それから、精神薄弱児重度棟、あるいは肢体不自由児重度棟の整備につきましても、年次計画をもちまして、この五カ年のうちに必要数の約二分の一程度は確保する。いづれにいたしまして、こういう施設の整備拡充といふものが何を以て第一である、かように考へております。

○藤原道子君 それで、国立の療養所を大体転用するわけですね。ということになると、そこに実は医療行政、一方は家庭児童局、こういうふううになりまじと、その同じ施設、同じ療養所に二つのものが併設してあるようになりまじと、その中の混乱等が起こるようなことはないかといふことも心配されております。

さらに、時間ございませぬので、続いてまいります。民生委員と児童委員の兼任の問題でございます。民生委員はボランティアとして、社会福祉関係諸法令の施行事務についてまあ協力、兼務していかねばならぬ、こういうふううになつておりますが、その業務が多過ぎるので、民生委員のそこに問題がある。それから、児童委員をも兼任しているの、民生委員が約十三万いるはずですね。けれども、児童委員の役割りを十分に果たしているといふふううには見受けられないものはごく少数です。そうすると、児童福祉行政の複雑多岐にわたつておる現状にかんがみて、この際、有給の児童委員、こういうものを設けるお考えがあるかないか、これを一つお伺ひいたします。これを特にちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(田川誠一君) 民生委員には、児童委員としてふさわしい人を委嘱することとなつておりまして、その改選に際しましてこの点を十分考慮して、児童の問題に関心の深い人の補充等はかかるように指導するとともに、児童委員としての具体的な業務、それから活動についても、か

ねてから指導を行っております。これらの指導によって民生委員は、現に児童委員としても相当な活躍を願っているので、児童委員制度と別個に設けることについては、現在のところ考えていないのでございます。しかし、児童委員制度のあり方につきましては、将来とも十分に検討してみたい、このように考えております。

○藤原道子君 幾ら指導したって、仕事が多過ぎるんですよ。民生委員のいまやっている実態、その待遇、あるいは人選、いろいろ問題がございませぬが、これは後日に譲りまして、十分検討したいと思っております。いまの児童委員が十分に仕事を果たしていると考えているところにあなな方の認識不足があるのですよ。とんでもないことだと思つて。

それから、いま問題になっている自閉症の問題がありますね。それから言語障害の問題があります。これなんか、言語障害に至りましては、それこそ早くに指導すればほとんどおさまるといわれている。アメリカあたりではこれに対しては非常に熱心に取り組んでいる。なおるものが、政治よろしきを得ないために一生をかたわで送らなければならぬ、こういう点があることをまことに遺憾に思つてでございます。

それから、最近問題になっておりますフェニルケトン尿症の問題、これなんか特に精神薄弱等とは大きな関係があるのでございますが、これらに対して、まあ一人一人に対して一人一人の割り当てられておる。こういうことになると、非常に重大な心身障害児が生まれて、その対策もむろん大事でございますが、一人でもそういう子が生まれないようにするのがほんとうの政治だと思つておる。あるいは筋萎縮症に対してもやらなければならぬものがあるが、これについては、これについて一括しての御答弁をお願いしたいと思つておる。

○政府委員(瀧美節夫君) 自閉症につきましては御指摘をいたされたわけでございますが、自閉症などにつきましては、いまから約十三年前に、わ

が国におきましてそういう新しい疾病につきましての学会に対する報告があつたわけでございませぬけれども、現在におきましては制度的な、あるいは系統的な対策が遺憾ながら講ぜられておらないのでございます。しかしながら、自閉症児につきましては、これを心理療法等によりまして相当強力に治療することによりましてある程度の効果があらわれるというふうな報告もされておるわけでございます。したがって、今後私どももいたしまして、自閉症、あるいは自閉病症状を呈する子供たちに対する児童福祉の面、あるいは医学の面、こういった面から十分な検討を加えまして、早急に政策を打ち出す必要があるかと、かように考えておるわけでございます。

それから、次に、言語障害児の問題でございますが、これも先生御指摘のように、わが国におきましては、特に言語障害の発見が非常におくれている。しかも、言語障害につきまして、早く、少くとも学齢以前に治療するということがよく言われておる。私どももいたしましては、早期に発見し、早期に治療する、このためにはこういつた関係の学者、医学界の方の御協力を、あるいは、また、言語治療士というふうな特別な職員の養成でありますとか、あるいは施設におきまして訓練、こういうふうないろいろな方面からこの言語障害児に対する対策を講ずる必要がある、かように思つておる。言語障害児は、現在わが国で約八千七百人というふうな大きな数字を数えておりますので、これも考えていかなければならぬ、かように思つておるわけでございます。

なお、フェニルケトン尿症につきましても御指摘がございましたけれども、これもフェニルケトン尿症につきましては、それを新生児のときに把握することができるといふわけでございまして、ただいま地方公共団体等におきまして、そのフェニルケトン尿症を発見するテストペーパー等によりまして施策を講ずるところがあるわけでございませぬ

が、これらもやはり全国的に取り上げる必要がある、かように思つておる。

それから、筋ジストロフィー等につきましても御指摘がありました。これは、いざいざいたしましても、政府におきましても、現在のところ、予算上の措置がまだなされておられません。したがって、四十三年度の新しい施策といつたしまして、私どももそれに盛るようにも検討をさらに進めていきたい、かように思つておる。いざいざいたしましても、これらは妊産婦、あるいは新生児に對する母子の保健の指導というものが必要でございます。そういう点につきましても十分力を入れていきたい、かように思つておる。

○藤原道子君 とにかく児童福祉法ができて二十二年たつてから、それでこういうことがまだ手につけられていない面がたゞさんあるのですよ。ことにこういう子供を持つた親御さんの苦勞といふものは、それはたいへんなものです。同時に、早くやれば普通児になれるということがわかつておるのに、それをやらぬというところは大きな罪悪だと思つて。それで、選挙になればばりつばな公約をして。こういうことじゃ国民が許さないとおもうのです。それから、特に言語障害のことについては、いろいろ調べてみますと、アメリカでは言語障害児の三四%が公立の教室や施設で教育を受けているのです。ところが、日本では〇・〇二%、こういう低さにある。これじゃ私は相済まぬと思つておる。こういう点で、少なくとも児童福祉を担当しておいてになる局長、さらに厚生省におきまして指導問題、これはいつか佐野理事と話したのでございますが、児童問題だけでも一週間ぐらいいやろじやないかと、かように私どもは準備をしておりました。ところが、きょうは往復三十分で四本やるのですから、非常に残念でございますが、いま申し上げたようなことを十分お考えいただきまして、子供の将来を守らなければその国の繁栄はないのでございませぬから、そういう点、しかとお願ひ申し上げます。さらに、局長が言明な

さいました重複してある重度心身障害児、これをもしこの法案どおりやりましたらば、びわこ学園でも六〇%、あるいは島田療育園でも五八%、これらが重複しておる者という法律解釈でございます。ならば退院せざるを得ない状態にある。しかも、びわこ学園あたりで退院させられる者の半数は、入所してからよくつた、やつとよくなりかけた。これが何うり出される。こんなことは国家の予算上からいっても大きな損失ですから、その点は御答弁どおりかと思つておる。法律ができたら、それは後日に譲りたいと思つておる。法律ができたら、それでよいなどと思つちや困りますから。

次に、児童扶養手当、これをちよつとお伺ひしたいと思つて。まず、ずつと個条書きで読みます。

児童手当制度について今後政府はどういう準備をしておいてなるか。児童手当はもう来年度からやるんだというように構想されておる。この児童手当は今後いつからおやりになるか、その方策等についてまず第一にお伺ひします。

それから、今日のこの改正案の答申にあたり、付された社会保障制度審議会の意見はあまりにも無視されているように思つてございませぬが、意見に対しての考え方はいかがでございますか。さらに、第五十一回国会で衆参両院の社会労働委員会における附帯決議を政府はどのように尊重して処理しておいてなるか。

そして、次に、手当に関する事項でございますが、この物価高のとき、月額三百円引き上げたその根拠を伺いたい。三百円ですから、扶養手当を上げた上げたと言伝しているが、たつた三百円で

それから、次に、児童一人の場合、児童扶養手当の額と母子福祉年金の額との不均衡は正にいつてはどのようか考えておいてなるか。そして、また、今回の手当の額が昭和四十三年一月から引き上げられるけれども、もらうのは五月なんです、それで、



それから、神戸でございますとか、その他の都市におきまして地方公共団体がバックアップいたしましたる心身障害者の保険扶養制度がございませう。これらも非常に興味深く、また、いいところがあるわけでございませう。したがって、私も、こういった地方公共団体だけにおいてばらばらに実施させることが適当であるかどうか、こういった点について十分検討してあるわけでございませう。しかし、これらにつきましてはもう少し時間がかかるのではないかと、かように考えておるわけでございませう。

○藤原道子君 いまの御答弁に反論があるんですけれども、次に譲ります。

次に、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について御質問申し上げます。

私は、あまりにもばらばらな法律、一体これをどうするのか、総合性、一貫性がどこを見ても見当たらないんですが、これらについての今後の基本的な理念を明確にしてみたい。

次に、民間諸団体で心身障害児者総合基本法の構想があるやに聞いておりますが、これらに対して政府はどのように考えておられるか。

それから、いま一つは、こうした経済発展に伴いましていろいろ問題が起こっております。こういったときに身体障害者福祉行政を飛躍的に進めなければならぬものだと思います。それに對して政府はどのように考えているか。

それから、身体障害者福祉審議会の答申そのものに比べると、政府提出のこの改正案はきわめて貧弱で、内容は問題にならないと思えます。答申と、答申を尊重してとおっしゃるけれども、出た答申がそのまま守られていない点がないと思っております。そこで、年次計画をどのように持っているか、四十三年度の予算措置はどのように考へておられるか、その点をちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(渥美節夫君) 精神薄弱児、精神薄弱者と一元的にこの行政運用する必要は、先生御指摘のとおりでございます。したがって、今回

提案いたしております精神薄弱者福祉法につきましては、まずできる部分だけを取り上げたわけでございませう。

なお、現在、精神薄弱者福祉審議会におきましては、その一元化の具体的問題、たとえば措置期間をどうするか、あるいは費用の負担をどうするか、こういった具体的問題について現に検討中でございます。したがって、そういった点の御意見を早急にちょうだいいたしまして、できれば四十三年度には発足するようなことで考えたいと思つております。なお、いろいろとおとなと子供の間に制度的な問題がございますので、さらに精神薄弱者福祉審議会の御意見を徴したいと、かように考えております。

○藤原道子君 非常に残念でございます、こんなことではいけませんよ。

立て続けに言ひます。与党の方も急がれるようですけれども、何も審議しないで通すなんていうことは、国会議員の良心が許さないうです。児童問題では、特に御婦人の皆さんは、もつと熱心であつてしかるべきだと私は思ひます。

何もかも兼務ですね、これでは実効があるはずはありませんから、専任の者を設ける腹をきめてもらわなければ困ります。

それから、心身障害者には自家業者が多いんですよ。盲人であるとか、その他いろいろたものに対しては、駐留軍関係とか炭鉱職者に対しては、やはり融資がなされて更生資金が出されていゝる。こういう点から考えまして、心身障害者が自営業をやられるときには、これらに対して税の問題、あるいは融資の問題等で私は考慮すべきだと思います。

それから、内部障害者の範囲、これらも問題だと思つておりますが、これもひとつお考え願ひなればならぬと思ひます。

それから、もう一つは、身体障害者を擁護するための措置、こういったものは日本はおくれておりますが、これらに対してどのような見解をもつて対処されようと思ひますかを伺ひたい。

それから、身体障害者の雇用の促進、これはいろいろいわれておりますけれども、あまり効果をあげておりませう。これらについても強制雇用制度をとるべきだと思ひますが、政府のお考えを伺ひたいと思ひます。それで、これらの人の職業の指定、これらについてもいろいろありますね、たとえばこ屋とか何とかがあるけれども、その実効があつておられません。したがって、私は、これらの職業の拡大、これを考えてしかるべきじゃないかと思つておりますが、つまり窓口事務であるとか、あるいはエレベーターの問題であるとか、あるいは、また、何と申しますか、有料道路の切符を売つておる人、こういったところは拡大すればできる問題がたくさんあると思ひます。これらを義務づける必要があると思ひますが、どうなつておるか。

最後に伺ひますが、国立身体障害者センター、こういったものは国立は一つですね。ところが、一つのセンターが絶えずごたごたして、ところが、一部聞くとところによると、この身体障害者センターが今度にはリハビリセンターと改称して、東南アジア向けのセンターにするというふうなうわさが流れております。そのための準備として、あつたじやま者を追つ払うというふうなことから問題が起こつておる、こういうふうなことから問題が起こつておる、こういうふうなことから問題が起こつておる、これらについてはたつた一カ所の国立センターですね、これに対していまのようなごたごたが起るるといふことは、事情がいかにうらごさいませうとも、私は厚生省に責任があると思ひます。これらについての御答弁を伺つて、まことに不満足でございますけれども、私の質問を終ります。

○政府委員(今村謙君) 第一点の自営業は、御指摘のとおり、非常に雇用関係がむずかしいので自営業が多いのでありますが、その生業資金として、世帯更生資金で二十万円までの資金を出しておりますが、これを逆に拡大してまいりたいというふうな考えです。

それから、内部障害の範囲につきましては、と

りあえず審議会の答申によりまして、中度及び重度というのよりもまず出発して、逐次判定基準の確立をまつてその範囲を拡大すべきであるという答申になつておりますので、その方向で今後とも拡大していきたいと思ひます。

雇用促進の問題、これは労働省ともいろいろ協議をいたしております。職業の指定、あるいは新職業開発ということ、今後も労働省との緊密な連絡をとつてまいりたいというふうな思ひます。

それから、国立身体障害者センターの問題、いま御指摘いただきました、はなはだ私ども不手ぎわでございます。恐縮いたしておりますが、今後すつきりした形で十分に内部管理にも力を入れまして、御心配をかけないような姿に持つていきたい、こういうふうな考えです。

それから、最後に、身体障害者の発生の予防であります。これは交通とか、あるいは産業災害、あるいは先天的な疾病の関係、いろいろございませうが、これは公衆衛生局なり、あるいは交通関係の機関なりというふうなものとよく連絡をとつて今後とも努力してまいりたい、こういうふうな考えです。

○委員長(山本伊三郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、廣瀬久忠君及び館哲二君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君及び金丸富夫君がいずれも選任されました。

○小平芳平君 藤原委員から非常に大事な点について質問がございましたが、やはり私も限られた時間でありましたので、真剣に私たちは質問をし、また、御答弁もしていただかなくちゃならないと思ひます。ですから、最初に児童手当について藤原委員から御質問がございましたのに、非常にびっくりしないわけですか、御答弁が、で、私も一度申し上げませう。

私のお聞きする観点は、予算委員会等でも、児童手当は昭和四十三年から実現するといふ





れども、これを一括して公庫が扱つか、それとも市中の銀行なり関係の信用組合に委託させるか、そういう方針がないかどうか。

○政府委員(館林宣夫君) お説のとおり、魚介類販売業等のサービス業、あるいはとうふ屋などの食品の製造業に對しても、当然に近代化をはかり、衛生設備の改善をさせることは必要でございます。当面は資金量等の関係で環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の適用業種に限ってあるわけでございしますが、できるだけ近い将来にこれらに對しても融資が行なわれるようにしたい、かように考へておるわけでございします。また、貸し付けの取り扱い機關にいたしましては、お尋ねの三機關に限らず、広く一般の銀行等が扱えるようにすれば非常に取り扱いがしやすくなるわけでございします。私どもとしてもそういう方向で將來できるだけ考へていきたい、かように思つております。

○柳岡秋夫君 最後に、国民年金関係で質問したいのですが、この任意加入の申身ですね、もうすでに期限が近づいていられるけれども、加入の手続、あるいは保険料を納めないというこゝで、約七十七万人の者がこの年金の恩恵に浴せぬ人が出てきている、こういうことがいわれているが、これについてどういふ対策を持ち、その猶予期間の延長をするなり、何らかの措置をする必要があると思つておられるけれども、その点について。

○政府委員(網野智君) 国民年金の被保険者の中で、先生おっしゃつたように、この七月で保険料を納めないために資格期間が切れて年金がもらえないようになるおそれのある方を私どもはいわゆる年齢該当者というような用語で呼んでおりますが、これらの方々につきましては、法律施行当時三十歳以上の者につきましては、保険料の納入期間を十年から二十四年というぐあいに、一年短かくいたしました、なるべく入つていただくようにしてあるわけであります。ところが、国民年金制度が発達して以来、私ども、適用加入とか保険料の徴収の問題につきましてPRをやつてきたわけ

でありまして、実は今年の七月現在におきまして、過去二年間ずつと納めていたかかないと、そういう方々については資格期間が切れる、こういう問題が実はありますので、昨年の末以来、特別な対策を実施いたしました、そういう方々の不適用の解消とか、あるいは保険料の納入というこゝにつきまして鋭意努力を重ねてまいつたわけであります。特に本年度は最大重点項目といたしまして、四月に国民年金課長の通知をもちまして、いろいろ具体的にその対策をどう進めたいかというこゝを指示いたしましたのでその解消につとめてまいつたわけであります。新聞に、実は保険料の国民年金の適用漏れが二十二万ある、それから、一回も保険料を納めてない方々が五十万もある、こういう数字が出ておるのであります。これは実はさう前に新聞社にPRしたのが出ておるので、その数字は本年の三月の実は調査の数字でございます。その後、先ほど申しましたように、都道府県の国民年金課、あるいは社会保険事務所、それから市町村、こういうものを使いまして、全国をあげてPR、あるいは個別訪問等によりまして適用の促進をやつてまいりまして、たゞいまのところ、各都道府県からのおおよその報告を徴しますと、適用漏れの方々はほとんど解消したのじやないか、こういうぐあいに考へております。それから、保険料の徴収の問題等につきましても、鋭意個別訪問等の強化を行なひまして納めてもらうようにいたしておるわけでございしますが、中には、経済的事情等によりまして納めることができない、あるいは一部しか納めることができない、こういう方々につきましては納付誓約書というようなものをつかまして時効の中断をいたす、こういうことで、今後納めていただけではないようにしておるわけでございまして、私どもの努力の成果というものは七月の末にははつきりわかるわけでありますが、相当の方々からお納めいただいていると考へております。

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

法の一部を改正する法律案の両案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御意見もないようです。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(山本伊三郎君) 御異議ないと認めま

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

○委員(山本伊三郎君) 九だいま議題となつて

まず、その案文を朗読いたします。

政府は、児童手当制度を昭和四十三年度から発足させるよう努力すべきである。

以上であります。

○委員長(山本伊三郎君) ただいま述べられました藤原道子君、佐野芳雄君提出の附帯決議案を議題といたします。

藤原道子君、佐野芳雄君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、藤原道子君、佐野芳雄君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。坊厚生大臣。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま決議されました各附帯決議につきましては、御趣旨を尊重いたしましたので、今後政府におきまして十分努力をいたしたいと考えております。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、国民年金法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。—別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。国民年金法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、身体障害者福祉

法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。—別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。身体障害者福祉法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○土屋義彦君 私、各党の方々の御賛同をいただきました。身体障害者福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出いたします。

その案文を申し上げます。政府は、身体障害者が、その有する能力を社会において充分活用することができるよう、その機能訓練、職業訓練に努めるとともに、身体障害者を受け入れる体制の整備について、身体障害者雇用促進法の改正を含めて、一段の努力をすべきである。

以上であります。○委員長(山本伊三郎君) ただいま述べられました土屋義彦君提出の附帯決議案を議題といたします。

土屋義彦君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、土屋義彦君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坊厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。坊厚生大臣。

○国務大臣(坊秀男君) ただいま御決定になった附帯決議につきましては、御趣旨を尊重し、今後努力をいたす所存でございます。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、環境衛生金融公庫法案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。—別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。環境衛生金融公庫法案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。—別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後十一時二十九分散会

七月二十一日本委員会に左の案件を付託された。一、児童福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十八日)

一、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十八日)

一、国民年金法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十日)

一、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月三十日)

一、環境衛生金融公庫法案(予備審査のための付託は五月三十日)

一、精神薄弱者福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月一日)

児童福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月一日)

附則 (小字及び一は衆議院修正の部分) 1 この法律は、公布の日から起算して六月一日から施行する。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案 (小字及び一は衆議院修正の部分) 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第十条の改正規定(四十九万円)を「五十七万円」に改める部分を除く。及び第二条中特別児童扶養手当法第九

を改正する法律案 (小字及び一は衆議院修正の部分) 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第十条の改正規定(四十九万円)を「五十七万円」に改める部分を除く。及び第二条中特別児童扶養手当法第九

を改正する法律案 (小字及び一は衆議院修正の部分) 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第十条の改正規定(四十九万円)を「五十七万円」に改める部分を除く。及び第二条中特別児童扶養手当法第九

を改正する法律案 (小字及び一は衆議院修正の部分) 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中児童扶養手当法第十条の改正規定(四十九万円)を「五十七万円」に改める部分を除く。及び第二条中特別児童扶養手当法第九

条の改正規定（「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。）は昭和四十二年六月一日から、第一条中児童扶養手当法第五条の改正規定及び第二条中特別児童扶養手当法第五条の改正規定は○昭和四十三年一月一日から施行する。

国民年金法の一部を改正する法律案

（小字及びび）は衆議院修正の部分

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六十六条第一項の改正規定（「四十九万円」を「五十七万円」に改める部分を除く。）は昭和四十二年六月一日から、第五十八条、第六十二条、第六十五条第三項から第五項まで、第六十七条並びに第七十九条の二第三項及び第六項の改正規定並びに同条に第七項を加える改正規定は○昭和四十三年一月一日から施行する。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

（小字及びび）は衆議院修正の部分

附則

（施行期日）

1 この法律は、<sup>公布の日</sup>昭和四十二年七月一日から施行する。

環境衛生金融公庫法案

（小字及びび）は衆議院修正の部分

附則

11 環境衛生金融公庫は、第二十条第一項の規定「業務の一部」とあるのは、「業務の全部又は一部」とすにかかわらず、当分の間、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫に対し、政令で定めるところにより、貸付けに関する業務の全部を委託するものとし、国民金融公庫、中

小企業金融公庫及び商工組合中央金庫は、これを受託するものとする。

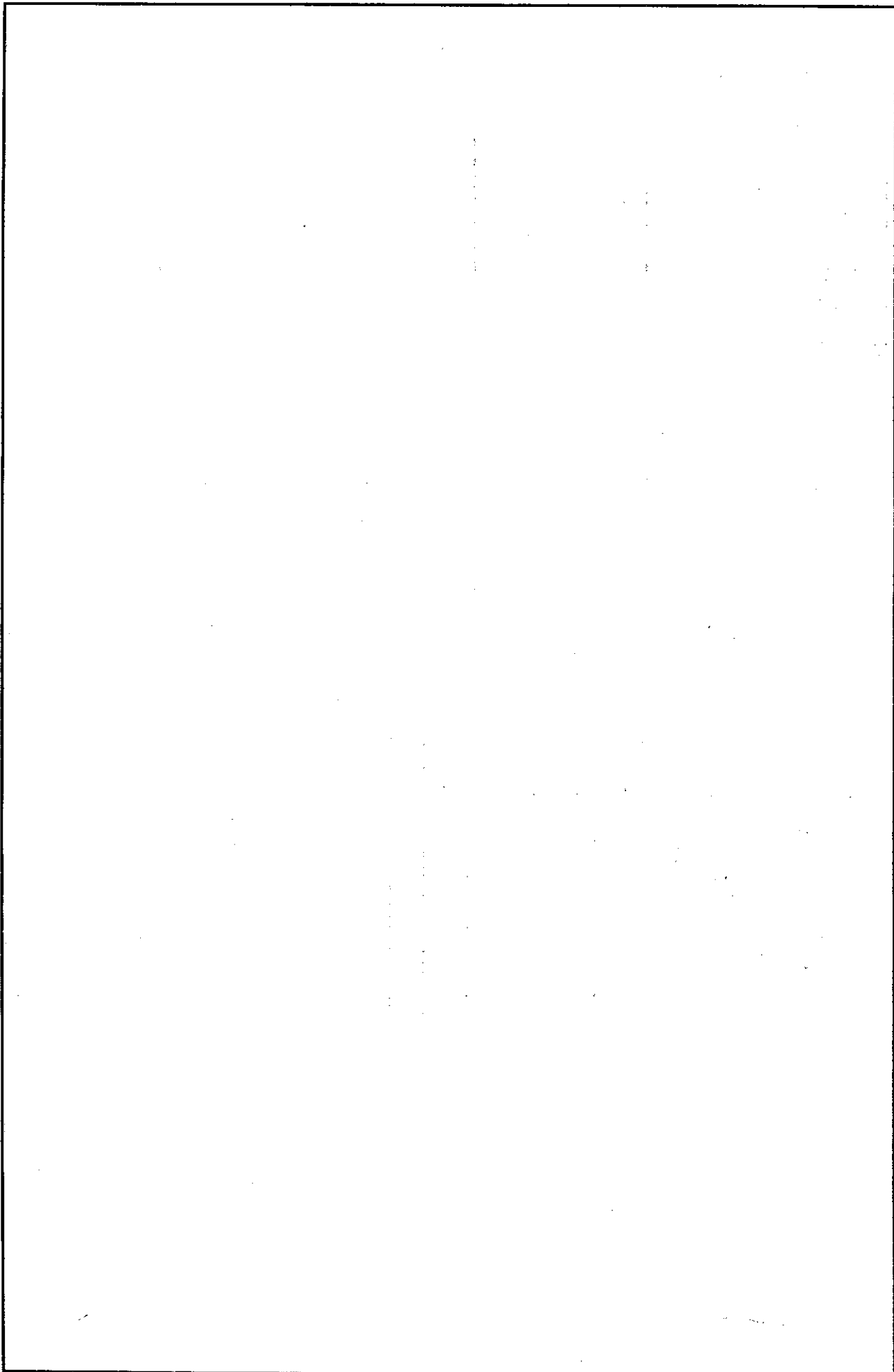
12 国民金融公庫、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫は、○第一二条第一項の規定により環境衛生金融公庫から業務の委託を受けたときは、<sup>当該</sup>○当分の間、政令で定めるところにより、環境衛生金融公庫から委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうものとする。

13 国民金融公庫、中小企業金融公庫又は商工組合中央金庫が○環境衛生金融公庫から○委託を受けた業務は、当分の間、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）又は商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の規定の適用については、それぞれ国民金融公庫法第十八条第一項、中小企業金融公庫法第十九条第一項又は商工組合中央金庫法第二十八条第一項に規定する業務とみなす。

14 第二十条第三項の規定は、当分の間、商工組合中央金庫が○環境衛生金融公庫から○委託を受けた業務をさらに他の金融機関に委託をしたときは、同条第三項の規定は、当分の間、<sup>当該</sup>場合における当該委託を受けた金融機関の役員又は職員について準用する。

第二十二号中正誤

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	
誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正	正



昭和四十二年七月三十一日印刷

昭和四十二年八月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局